

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和元年 6 月 2 5 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 8 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・須貝・山田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

過日開催された当委員会におきまして、委員各位の御支持をいただき委員長に就任いたしました川畑でございます。もとより微力ではございますが、副委員長を初め委員各位並びに説明員各位の御協力をいただきながら、公正で円滑な委員会運営に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には高橋龍委員が就任いたしましたので御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、須貝委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申し出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時08分

○委員長

再開に先立ちまして、改選により、委員の構成が変わっておりますので、部局ごとに説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「市有施設における子メーターの有効期限切れについて」

○(生活環境)生活安全課長

市有施設における子メーターの有効期限切れについて説明いたします。

お手元の資料をごらん願います。

メーターには、電気、水道、ガスなどの各供給事業者が料金算定に使用するための親メーターと、施設の管理者がその入居者等から光熱水費等の料金徴収を行うための子メーターがあります。また、メーターは計量法に基づく検定に合格し、検定証印等が付されており、有効期限内である必要があります。

平成31年3月に滋賀県、令和元年5月に北海道において、所有施設に使用の子メーターに有効期限切れがあったことが報道されました。それを受け、本市でも市有施設について調査しましたところ、有効期限切れの子メーターが設置されていた施設があることが確認されました。

調査結果については、市有施設の子メーターは59施設で260個設置されており、その中で有効期限が切れていたメーターは20施設で105個ありました。その内訳は、電気が84個、水道が18個、ガスが3個となっております。また、105個のうち事業者が設置したものは9個ありました。

今後の対応につきましては、有効期限切れの子メーターは使用を取りやめ、早急に子メーターの交換を行うこととしております。

再発防止策としましては、子メーターを使用する市の施設管理者に対し、有効期限の把握等、適正な管理を行い、定期的な注意喚起により管理体制の強化を図ること、また、事業者や市民に対しては、市のホームページに子メーターの適正な使用等を呼びかける啓発について掲載し、周知を図っております。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

第1回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について、報告いたします。

お手元の資料「北海道後期高齢者医療広域連合について」をごらんください。

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員につきまして、平成31年3月25日から令和元年5月21日までの間に、定数32人のうち21人が任期満了により退任いたしました。

当該議会の議員に欠員が生じたため、広域連合の選挙管理委員会において選挙を執行し、令和元年6月4日に選挙会が開かれ、お手元の資料のとおり当選人が定まりました。いずれの区分も無投票で当選が決まっております。

また、市長区分におきましては、迫市長が北海道市長会からの推薦を受け、令和元年6月4日から令和4年8月25日までの任期で当該議会の議員に就任しております。

○委員長

「介護保険対象サービス事業者（令和2年度開設分）の追加募集について」

○（医療保険）次長

こちらは配付しております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

小樽市では、第7期介護保険事業計画、これは平成30年度から令和2年度までの計画ですが、これに基づきまして、介護対象サービスの基盤整備を図るため、30年度に居宅サービスを提供する特定施設入居者生活介護事業者、これは募集予定数50人以下ということですが、1事業者及び地域密着型サービス3事業者、これはいずれの事業者も令和2年度に開設をするという前提の事業者ですが、これらについて公募により選定してきたところであります。

このときに選定されました特定施設の入居者生活介護事業者に対しまして、事業における実際の整備数等について調査をいたしましたところ、募集予定数50人以下のところ38人について整備するとの報告があったところであります。そのため、介護保険事業計画における募集予定人員に12人分達しないことから、新たに公募により追加募集するものであります。

資料をごらんいただきたいと思います。資料の「1 募集する介護保険対象サービス事業の内容」のうち、居宅サービスということで、特定施設入居者生活介護、1事業所、令和2年度中に開設予定と。日常生活圏域は市内一円、施設定員数は12名以下ということで公募することとなります。

次に、「2 選定のスケジュール」につきましては、既に本年6月7日から、ホームページにおきまして公募要領及び応募様式等について公開させていただいております。現在、6月28日までに公募に係る質問を受け付けているところであります。事業者からの応募期間につきましては、7月1日から31日までとしております。

その後、8月1日から9日の間に書類審査を行いまして、8月23日に小樽市地域密着型サービス運営委員によりまして応募者のヒアリング審査を行い、その後、8月31日までに書類審査及びヒアリング審査の結果に基づき、当該委員会が事業者として選定すべき法人を選定し、市長が委員会の意見を踏まえ、事業予定者の選定作業及び事業者を決定する、こういったような流れとなるものであります。

○委員長

「「（仮称）小樽市地域福祉計画」の策定について」

○（福祉）菊地主幹

小樽市地域福祉計画の策定について報告いたします。

この計画は、本市の福祉分野における指針として、本年度から2カ年の期間で策定するものです。策定に当

たっては、地域課題やニーズなどを把握するためのアンケート調査の実施や、学識経験者等から構成される策定委員会を設置し、さまざまな皆様からの御意見をいただき進めてまいりたいと考えております。詳しくは配付いたしました資料を御参考にしていただきたいと思います。

計画策定の進捗状況につきましては、今後も厚生常任委員会で委員の皆様へ報告をさせていただきます。

○委員長

「子どもの生活実態調査」の調査結果について」

○（福祉）こども福祉課長

「子どもの生活実態調査」の調査結果につきまして、説明させていただきます。

平成30年9月に子育て世帯の経済状況と子供の生活環境や学校・家庭での過ごし方などを把握するため、小樽市内の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子供と、その保護者及び小学校2年生の子供を持つ保護者、合わせて約5,600人を対象にアンケート調査を実施いたしました。事前に配付いたしました資料は、アンケートの回答を概要版としてまとめたものでございます。

この場では調査結果の詳細につきまして説明を省略させていただきますが、今回の調査におきまして、世帯の所得が低くなるにつれて、子供のふだんの生活、学校生活、学び、今後の進路など、さまざまな面において困難に直面する可能性が高くなるだけでなく、健康面におきましても、保護者と子供の両方への支援が必要であることがわかりましたことから、今後、小樽市子どもの貧困対策推進庁内連絡会議で情報を共有し、子供が夢と希望を持って健やかに成長できるような施策を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第6号について」

○（生活環境）生活安全課長

議案第6号小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸し付けについて、連帯保証人がいない場合にも貸し付けを可能とし、その利率を年1%とするとともに、連帯保証人がいる場合の貸付利率については、年3%だったものを無利子とするものです。

また、償還方法については、年賦償還または半年賦償還に限られておりましたが、それらに月賦償還を追加するものです。

なお、施行期日については公布の日からとなりますが、法律等の改正が平成31年4月1日に施行されており、施行期日前の被災の発生を考慮し、31年4月1日から適用することとするものです。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、共産党、公明党の順といたします。

自民党。

○山田委員

自民党の山田でございます。今回この厚生常任委員会に所属させていただきました。何分ふなれであります。皆様方の活発な御答弁をお願いいたします。

◎地域共生社会について

まず昨今、地域共生社会ということではいろいろと言われております。この言葉について、御承知おきなのか、まずその点を少し確認したいと思います。いかがでしょうか。

○医療保険部長

地域共生社会は、その名のとおり皆さんでということだと、言ってしまうとそのとおりなのですが、これまでそれぞれ、介護でいきますと、私どもは介護保険課が所管ということになります。介護サービスを提供する側、それから高齢になった方で受ける側、これははっきりしていたところでございます。それだけではなくて、今、NPO法人などの多様な主体が出てきておりますので、単純にサービスを供給するのは受ける側ということだけではなくて、受ける側にしてもその方なりにできることがあるでしょうといったこと。それから、そういったことも含めまして、世の中全体のそれぞれの主体において、サービスをし、もしくはサービスされ、そういった形で今後の社会に、高齢化の進む社会に取り組んでいこうと、こういう考え方だというふうに理解しております。

○山田委員

いわゆる今までの制度や分野、こういうような縦割りや、支え手、受け手、こういう概念を超えて、地域丸ごと、我がことのように支え合うという、それがいわゆる地域共生社会と言われている部分だと私も認識しています。

では、こういうような、市として地域共生社会の実現ということで、どういうようなシステムにならないのかというのは御存じですか。

今、言いましたように、公的支援の、理事者側が、例えば縦割りから地域の、組織の丸ごと、それと、我がこと丸ごと、そして地域ぐるみを育む、こういうような社会の実現を目指すということで私も聞いております。そのためには、ぜひ理事者の皆さん方も地域と協力して、地域丸ごとのこういうような共生社会をぜひ目指していただきたいというのが今の質問の趣旨であります。

◎民生・児童委員について

次に、民生・児童委員についてですが、民生・児童委員の立場だとか役目だとか、それをまず少しお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

まず、民生・児童委員の責務になりますけれども、「住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」、これは民生委員法の第1条で規定されております。

それと、立場につきましては、相談を受けて適切な助言、福祉サービスの利用サポートなどの職務を行う立場ということになります。

○山田委員

それで前回、平成28年の改選時には全国の定員が23万8,352人いたというのですが、このときの、例えば欠員だとか、どういう方々が再任者になったのか、その分析、結果をお知らせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員の改選は3年に一度行われていまして、直近ですと平成28年度に行われました。28年12月の一斉改選以後、小樽市の定数というのは347名になっていまして、現時点で委嘱者数は337名になりますので、欠員10名になります。

あと、再任者の分析というか傾向については、やはりなり手不足で後任探しに非常に苦慮しておりまして、同じ方が引き続きそのまま再任しているという傾向にあります。

○山田委員

そういうことになりますよね。新たななり手の確保が難しいだとか、今は相談の内容も、いろいろと住民の抱える問題が複雑になって、業務がふえてると私も聞いています。

そこで、平成28年に全国民生委員児童委員連合会が、民生・児童委員約20万人に調査をしたと聞いていま

す。この調査の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

民生・児童委員が受けた相談事例に関する調査で、具体的な事例の研究と、あとそのときの対応の仕方に関する内容とお聞きしております。

○山田委員

そこでどのような問題が浮き上がったのかは御存じですか。

○（福祉）地域福祉課長

この調査から明らかになったこととしましては、認知症や心身障害が背景になって社会的孤立に陥るケースと、社会的孤立により世帯の課題が深刻化する場合があるということ。それと、孤立から課題が発生しやすく、また、課題がより複雑に絡み合う可能性が大きい、そういったことが明らかになったと聞いております。

○山田委員

本当にそういうことなのです。それにつけて、現在、認知症やひきこもり、こういうことに対しての支援も私も多いとは聞いています。

そこで、こういうような問題を抱える中で、例えばこういう方々の個人情報保護の問題で、自治体から十分知らせていないということも聞いているのですが、そこで昨年8月に厚生労働省から各自治体にこういうようなことに対しての通知が来たと思いますが、この通知についてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

簡単に言うと、本人の同意がなくても自治体、自治会、民間事業者は、緊急の場合等、個人情報を民生・児童委員に対して提供することができるといった内容になっています。

○山田委員

そういうことなのですね。我々も地域でいろいろな方々の見守りだとかをしております。話を聞くと、やはり民生・児童委員の方々も、そういう方々の情報がある程度は知らされていると私も聞いておりますが、こういったことが厚生労働省から通知されているということは、まだまだこの通知が十分に理解されていないと私は思うのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

なかなか普及しているとは確かに言えないと思いますので、こういった国や道からの通知、通達関係は、小樽市民生児童委員協議会と情報共有して、研修だとかその他の機会を通じて、各委員にも周知していますし、市民に対しても窓口等で、チラシなどで周知はしておりますので、引き続きそういった形でやっていきたいと思っております。

○山田委員

今、研修ということでお聞きしました。

5月18日にこういうような協議会の総会が開催されたと思いますが、そのときの内容についてお聞かせ願えますか。

○（福祉）地域福祉課長

例年5月に、市内の民生・児童委員が全員集まって研修総会ということでやっています、テーマを決めて、全員参加で行う研修なのですけれども、今回のテーマは成年後見ということで研修をやりました。

○山田委員

そういうような研修をされているのは本当にいいことだとは思っています。

ただ、いろいろとこの民生・児童委員の責務、今回私も調べて初めて知ったのですが、災害に対しての取り組みもいろいろとされているとは聞いています。

例えば、これは改訂第3版になるのですけれども、災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針ということで押さえていますが、今回の改訂第3版というのはどのような内容なのか、少し説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

済みません、把握していません。

○山田委員

この災害に対する備えということで改訂されて今回が3回目なのです。それで、この民生・児童委員の災害に対する心得みたいな、まずは自分を守るとか、そういうことが書かれていまして、こういうような活動10か条ということで書かれています。私も調べていたのですが、相当やはり民生・児童委員の責務というものが複雑になってきているということは聞いています。

そこで例えば、福岡大学医学部看護学科の学生が2009年度から、ひとり暮らしの高齢者宅を訪れてコミュニケーションの練習を兼ねた見守りを続けていると聞きます。既にこういうような役割分担ですか、業務分担とか、こういうことにもう取り組まれているのですが、今の民生・児童委員の職務は激務だと私は感じているのですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私もそう思います。

○山田委員

それで例えば、今これは学生の例をとりましたけれども、例えば消防団が見守り活動している本市の実例もあるし、我々燃料業界の方も、危険物だとかいろいろな資格も持っているので、そういう方を利用して、そういうような見守りだとか安否確認だとか、もしものときの災害の備えだとか、そういうことをしてはいかかかと私は思うのですが、その点について見解をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

民生児童委員協議会でも、他市の先進的な事例を常に研究だとか情報収集というのはしていますので、そういった参考にできるものは積極的に、やはり取り入れていく方向でよろしいと思います。

○山田委員

取り入れるということでしたら、いいということであれば、これから協議会だとかそういうところに、こういうことをしてはという提案をされるということでもよろしいですね。

○（福祉）地域福祉課長

少しまだ具体的に事例というものがわからないので、その辺は情報を調べて、そういうアドバイスのものはしたいと思います。

○山田委員

それでは、ぜひその取り組みについてはよろしくお願いいたします。

◎陳情第2号について

その次に、少し順番を変えて子供の医療費助成についてお聞きします。

まず、この子供の医療費の助成の全道の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

全道の状況ですけれども、近隣市をピックアップしまして御報告させていただきます。

まず、札幌市ですけれども、札幌市はゼロ歳から小学校2年生までの入院以外を実質無料化してございます。また、中学生につきましては、中学生の入院について、市民税非課税世帯の方が実質無料で、市民税課税世帯の方が1割負担というふうになってございます。

また、石狩市ですけれども、石狩市につきましては札幌市と同様になってございます。中学生の部分も含めて同様になってございます。

また、同じ後志管内の仁木町ですとか赤井川村というのは、いずれも中学生まで含めまして負担がゼロというふうになってございます。一部負担金だけではなくて、ゼロ円ということになってございます。

○山田委員

それでは次の質問ですが、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については減額措置が廃止されたと聞いています。この減額の廃止により浮いた金額については、他の子育て支援などに回すことはできないのか、その点について少しお聞かせ願いたいと思います。

○（医療保険）国保年金課長

委員御指摘のとおり、これまでは市町村独自の医療費助成というのは、子供の部分とかもそうですけれども、国の補助金が減額措置されていたということがございましたが、平成30年度からは未就学児までを対象とする医療費助成分につきましては減額措置が廃止されたところでございます。

この減額廃止によりまして浮いた金額の活用ということですが、他の子育てに使えるかということなのですが、これはあくまでもこれまで減額されていた部分が、マイナスだった部分がやっとならなくなって戻ったという部分がありまして、また、未就学児のみの減額廃止としては、額としてはかなり小さいものになってしまうものですから、新たな財源としての活用というのはなかなか難しいものというふうに考えてございます。

○山田委員

それでは、例えばやはりこういう子供の医療費の助成、例えば心臓病だとか重い病気と認められたときには、この医療費の助成は受けられるのか、その点についてお聞かせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

重い病気にかかった場合ですけれども、引き続き医療費助成の対象になってございます。

○山田委員

そうですね。きょうもそちらのほうの資料から、子育て支援だとか、そういうデータがいろいろと来ておりましたが、医療費助成については人口減対策や子育て支援の観点でも、子供の医療費助成の拡大について、私は今後財政が許せば、本当にしていただきたいと思います。

そこで、本市はこの医療費助成の拡大について、こういう観点からどのようにお考えなのか、最後にお聞きいたします。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

確かに委員のおっしゃるとおり、人口対策ですとか、そういったもので大変この医療費助成の無料化というのは有効であるというふうに思っております。

しかしながら一方で、市の財政状況が大変厳しい中、なかなか今、助成で医療費無料化ということは難しいかと思うのですけれども、今後、引き続き無料化に向けましては検討をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願います。

○山田委員

ぜひ、財政が許せばということでしたが、よろしく願います。

◎里親制度について

それでは最後に里親制度についてお聞きしますが、昨今、子供の虐待だとか、そういった意味では、こういうような里親制度というものも有効な手段だと私は思っております。ただ、なかなかこういう里親制度については認知度も少ないし、本市で単独で取り扱うということにもならないと考えています。

そこで、大まかにこの里親制度をお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

まず、里親制度についてでございますけれども、里親制度は、児童福祉法に基づいて里親になることを希望する方に子供の養育をお願いする制度でございます。保護者の病気ですとか、離婚、離別されたとか、家出された、失踪されたとか、そのほかいろいろな事情によりまして家庭で暮らせない子供を、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを里親とまず言います。

○山田委員

なかなか本市でも、特に誰がいるということも言えないと思います。

この制度は北海道の管轄ということによろしいですか。

○（福祉）こども福祉課長

里親の研修とか登録とか、実際に里親として受け入れていただくまでの一切の措置とか、そういうものも含めまして、北海道の児童相談所で取り扱っていただいております。

ちなみに、小樽市に今里親は先月時点で6名いらっしゃるということで聞いております。

○山田委員

6名いらっしゃるということでわかりました。

この里親制度についてはいろいろと助成があるとは思いますが、例えば補助だとかそこら辺、月12万円だとか何かいろいろあったと思うのですが、その点は何か押さえているところがありますか。

○（福祉）子育て支援室長

今、御答弁させていただきましたように、里親自体は道の補助制度にはなっておりますけれども、厚生労働省で作成しています里親のパンフレットなどを見ますと、子供の養育のために必要な経費が毎月里親に支給されるようになっております。

養育里親ということで登録される方には、1人目が月額8万6,000円、2人目以降は月額4万3,000円の支給。また、生活費といたしまして、乳児の方は月額5万8,310円、乳児以外の方は月額5万570円ということで、こういう金額が児童相談所を通して里親に毎月支給される、そのような制度になっているということで、私たちは思っております。

○山田委員

最後に少し言いますが、なかなかこういう里親制度というものを認知している方も少ないし、例えば、里親になって、そういうような補助があるというのもわからない方がいらっしゃいます。もし何かそういう機会がありましたら、こういうような助成制度もあり、子供たちのそういう虐待防止のためにもこういうような制度の周知をお願いしたいと思います。

最後に一言、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援室長

委員のおっしゃるとおり、昨今、児童虐待等、いろいろと生活が困難な子供がふえておりまして、今は施設での生活よりも、やはり家庭養育という部分に非常に重きも置いているような制度になっておりますので、今後この里親制度も含めまして、いろいろな児童に関するそういう安全な居場所という部分での周知というのは、今も里親制度はホームページ等で御紹介していますが、いろいろな場面で、国のパンフレット等も活用しながら御紹介に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

よろしく申し上げます。

○須貝委員

須貝でございます。私の公約のかなりの部分がこの厚生常任委員会に含まれておりますので、精いっぱい私もこの後勉強して、研究して、それで皆様方とよりよいこの福祉行政をしていきたいというふうに考えております。皆様方の施設の視察も含めましてまいりたいと思いますので、どうぞ御協力、それから御示唆をよろしくお願い申し上げます。

それでは、きょうは、市立病院の経営に関する事、それから災害に関する事、そして、寝たきり高齢者の理美容サービスについてということでお話をさせていただきたいと思っております。

◎小樽市立病院について

まず、病院の経営に関してでございますが、令和元年度の事業収益見込み及び入院外来数の見込みをお聞かせください。

また、新病院になってから以降の病床稼働率の経年的な推移をお示しさせていただきたいと思っております。

○（病院）経営企画課長

まずは、令和元年度の病院事業収益でございますけれども、当初予算となりますが、116億6,462万7,000円の見込みでございます。患者数でございますけれども、入院の延べ患者数としまして12万9,564人、外来の延べ患者数としまして21万6,000人でございます。

続いて、病床稼働率になりますが、新病院以降ということで、新病院開院が平成26年12月1日になりますので、1年を通じた数字として27年度から各年度でお答えさせていただきます。27年度は88.5%、28年度が86.1%、29年度が92.6%、30年度が88.4%でございます。

○須貝委員

私も資料を拝見したときに、外来入院数に少し減少傾向が見られましたが、この要因は何か分析はされておりますでしょうか。

○（病院）経営企画課長

外来と入院の患者数をまず申し上げさせていただいて、傾向的な部分を含めてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、これも延べ患者数でお答えさせていただいて、平成27年度からということをお願いしたいと思っております。

まず、外来の延べ患者数ですが、27年度が21万4,518人、28年度が21万3,263人、29年度が21万7,247人、30年度が21万8,154人ということで、28年度に若干減りはしているのですが、どちらかという増加傾向が外来という形でございます。

もう一つ、入院の延べ患者数ですが、27年度が12万5,670人、28年度が12万1,945人、29年度が13万1,191人、30年度が12万5,140人ということで、入院の延べ患者数についてはでこぼこしているというのが現状でございます。先ほど述べさせていただいた病床稼働率もでこぼこしていますので、当然延べ患者数もでこぼこするのですが、私どもの分析というか、こういった中では、先ほどまず述べさせていただいた外来患者数は増加傾向にあると。

私どもの入院患者数の傾向としましては、すぐ来て入院というよりも、やはり外来診察しながら入院という傾向が半分以上でございます。そのほかは救急であったり紹介であったりということから、入院にということなので、入院延べ患者数がでこぼこしている中では、診療科にもよりますけれども、私どもとしてはどちらかという医師の異動、増減、こちらのほうが大きな要因というふうに考えているところでございます。

○須貝委員

私は、実は新病院の効果がそろそろ薄れてきて、小樽市の患者がまた札幌市を選択するケースが少し出てきたのか、逆に後志の患者が札幌市に行かずに小樽市のこの市立病院に来ていただいているのか、このようなこ

とをイメージして今の件をお聞きしたのですが、収益のところを拝見しますと、入院、外来ともに点数というか単価が上昇していますけれども、これは多分病院の御努力によるところだと思いますが、どういう要因がございませうか。

○（病院）経営企画課長

単価の関係ですけれども、こちら外来と入院で分けてお話しさせていただきます。

まず外来は、先ほど申し上げたとおり人数は増加傾向にあるのですが、単価ということですので、要因としては大きく二つ考えてまして、紹介患者等の検査の関係が1点。もう一つは、昨今、抗がん剤治療の外来での受診というか治療。こちらは当然高額薬品になりますから薬品費も出ますけれども、単価にはね返ってくるという形になろうかと思っております。

入院は、当院はDPC包括の病院ですけれども、単価を上げる要因としましては、やはり先ほど少し述べさせていただいた救急患者、こちらの受け入れ増加ということで、当然重症度の高い患者は医療の投入ということも大きくなって単価が上がると。あと手術件数の増、こういうところを要因と考えてございます。

○須貝委員

今、要因・分析をお聞きしました。それからしますと今までの数値も、例えば病床稼働率であるとかを私も見ますと、道内の自治体病院と比べると非常に良好な数字で、病院側は大変御努力しているのだろうというふうには思っています。ただし、今までの説明を聞きますと、たくさん借金もあるわけですし、まだ病院の収益を改善していかなければならない中で、今後さらなる収支改善を図るための、今年度、来年度以降でもそうですけれども、そういうポイントをどこに置かれていますか。

○（病院）経営企画課長

ポイントということですが、冒頭で病院事業収益ということで御紹介させていただきましたけれども、やはり私どもの病院、大きく核になっているのは入院収益が一番大きいところだと思っております。ここに関しての入院患者の確保、これが一つのキーワード、キーポイントになってくると思っております。そのために、救急患者や紹介患者の受け入れ強化ということで、新規入院患者の確保や新規外来患者の確保に努めていくというようなことがまず1点。それと、収入ばかりではなくて、病院経営ですから、経費の削減、こちらにもできるだけ取り組んでいきたいというような形で考えてございます。

○須貝委員

そこを聞く気はなかったのですが、経費削減の余地はまだありますか。かなり外部委託しているように私はイメージして見ていたのですが、まだありますか。

○（病院）経営企画課長

まだまだいろいろ探して、できるところから取り組んでいくということなのですが、例えば材料費の抑制ということでは、今全国的にも徐々に開始したということなのですが、共同購入というやり方が一つあります。そういった部分を私どものほうで取り入れたら、どれだけ経費を削減できるのか。1円でも削減したいというような気持ちで取り組めるものだと思っております。

あと、委託の関係では、例えば医療機器の検査の関係などの部分で業者にいろいろ話を聞いて、やはりそこも質が落ちない中で違う契約をすればこれだけ落ちるといった部分があれば、そこはそこで新たな、一業者ではなくて、入札とかも当然のごとくやりますけれども、そういったやり方、手法も含めて、いろいろな病院にそういった経費削減のお話も聞きながら、取り入れるものは取り入れていきたい、そのように考えております。

○須貝委員

共同購入に関しては、実は私は製薬会社に三十数年おりましたので、よくその仕組みは知っておりまして、製薬会社がよく泣いているパターンでございます。

よく経費削減で申しますと、人件費をとというような話になると思うのですが、私はもうかなり皆さん御努力されていて、乾いた雑巾は絞ってもなかなか出てこないのが現状だと思います。私もやはり仕組みとして効率的なものに手をつけるべきだというふうに思っています。

この件のこの項目で一つだけ。一般名処方を開始された時期はいつですか。

○（病院）経営企画課長

当院では平成31年2月からでございます。

○須貝委員

そうなのです。この一般名処方でかなりの患者が、このような薬剤がどうしてジェネリックで出ないのだというのがあったり、それから応需薬局、例えば小樽市だけではなくて、この小樽市立病院の処方箋は余市町であるとか、倶知安町であるとかに飛んでいるのですけれども、本当に苦労されてきました。ようやくですよ。これによって少しジェネリックの比率が上がるのではないかというふうに思っています。

やはり市立病院というこの本来の性格から言えば、やはりこれについてはもっと早くに着手すべきではあったというふうに私は思っています。これは感想でございます。

市民の健康を支える大黒柱ですから、私はこの市立病院には、今後も最大限の注意をもってフォローしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

これに引き続いて、事業継続計画、BCPを策定している病院が24.3%と、この間の北海道新聞での報道がありましたけれども、小樽市立病院及び小樽市内のほかの病院についてはこのBCPの策定はどうなっていますでしょうか。

○（病院）事務課長

小樽市立病院のBCP、事業継続計画については、災害拠点病院としまして重要な業務を継続あるいは迅速に復旧させるということで、平成27年8月に策定しております。

○（保健所）保健総務課長

市内の病院の状況ですけれども、まず保健所で現時点で押さえているのが、小樽市地域防災計画の医療救護計画の中で地区収容病院として位置づけられている病院は8カ所あるのですが、そのうちBCP策定済みが3カ所ございます。残りの病院につきましては、現在策定を検討中ですか、あと災害医療対応マニュアルを整理中ということであります。

それ以外の病院については、つい先日の6月19日に新聞に記事が載ったのですけれども、北海道の実施した調査の小樽市の部分を提供していただけないかということ、今道の担当課に依頼中でありまして、その内容を見た上で、もし足りない部分があれば改めて市のほうで各病院に照会をしようと考えているところでございます。

○須貝委員

小樽市立病院はBCPが策定できて災害の対応ができています。ただ、これは努力目標であるということは存じ上げた上で、なかなかまだほかの病院についてはできていないという状況ですよ。これは何度も、この後も私はキーワードとして言いますけれども、災害に際しては想定外はあってはならないというふうに思っていますので、ぜひほかの病院にもそういう指導といいますか、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

この中で、自家発電はもう小樽市立病院はできているというふうに思っていますけれども、発電機の燃料の備蓄ですか、飲料可能な水を備蓄するとか、そういった点が一つと、それから薬剤の備蓄、非常時に対応できるような、それについて少しお話をお聞かせください。

○（病院）事務課長

備蓄燃料についてですが、自家発電装置用としまして、約3日分の約5万キロリットルを備蓄しております。

また、昨年の震災後、市内の燃料を供給できる 4 社と、非常用発電設備、自家発電装置への優先提供に係る協定を締結しております。

また、飲料水についてなのですが、地下受水槽に約 1 日分の 1 万 1,760 リットルを備蓄しているのと、2 リットルのペットボトルで約 300 本を備蓄しております。また、このペットボトルにつきましては、今年度も追加で購入する予定となっております。

薬剤なのですが、入院患者用の薬剤としまして、最低短いもので 4 日程度、それ以外のものについてはもう少し長いですがけれども、備蓄しているということになっております。

○須貝委員

この項で最後に一つだけ。小樽市立病院はこういうマニュアルができていて、対応策ができていてということですがけれども、その向かいにある門前調剤薬局では、それぞれの企業の立場で災害マニュアルができています。

例えば、自家発電は病院にはあるけれどもそれらの薬局などにはない。あとは、そういう大企業になれば、社員を守るための出勤のマニュアルとかいろいろなことがあって、ここら辺で病院と調剤薬局などの整合性がとれないケースがあるかと思うのですがけれども、この点については御見解はありますか。

○（病院）事務課長

門前調剤薬局との災害についてのそういう関係のすり合わせについては行ってはいないのですがけれども、昨年の震災時のブラックアウトの例でいいますと、ブラックアウトになったその後、門前の薬局の方々に、本日その日の対応が可能かということを確認しまして、対応が可能だということについては院外、それ以外については院内で処方をして、薬品を提供したという形になっております。

○須貝委員

まだ少しお聞きしたいこともあるのですが、病院についてはこれでおしまいにさせていただきます、ありがとうございます。

◎在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて

次に、在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについてですが、この制度の概要と、それから開始年度をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業についてでございますが、平成 4 年度より実施されている事業でございます。

概要としましては、市内に居住し小樽市に住民登録されている方で、65 歳以上の在宅で寝たきりの方、または 65 歳未満の在宅で寝たきりの身体障害者の方に対しまして、1 人当たり年 6 回を上限として訪問理美容サービスを行うもので、その際に発生する費用のうち 2000 円を市が負担し、残額を自己負担とするものでございます。

○須貝委員

この制度の利用者数と予算執行額についてお示しください。

○（医療保険）介護保険課長

過去 5 年間、平成 26 年度から 30 年度までの利用者数及び予算執行状況を答弁させていただきます。

年度ごとに、延べ利用者数、当初予算額、決算額、予算執行率をそれぞれ申し上げます。

まず、26 年度は延べ利用者数 241 人、当初予算額 73 万 2,000 円、決算額 50 万 6,725 円、予算執行率 69.2%。

27 年度は延べ利用者数 174 人、当初予算額 71 万 1,000 円、決算額 37 万 680 円、予算執行率 52.1%。

28 年度は延べ利用者数 173 人、当初予算額 69 万 6,000 円、決算額 39 万 1,383 円、予算執行率 56.2%。

29年度は延べ利用者数144人、当初予算額50万円、決算額30万294円、予算執行率60.1%。

30年度が延べ利用者数138人、当初予算額40万円、決算額は決算値が確定しておりませんが30万円程度と見込んでおります。

○須貝委員

この制度の市民への周知方法をお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

周知方法でございますが、毎年広報おたる4月号の情報パレットに掲載しているほか、市のホームページ、あとは介護認定をお受けになる際にお渡しする市のパンフレットに掲載されております。

○須貝委員

市内の理容業、美容業の数と組合の加入割合、加入率をお示してください。

○（保健所）生活衛生課長

市内の理美容業者数及び組合加入率でございますけれども、理容所施設数が138件で、そのうち組合加入数が45件、加入率が32.6%。美容所施設数は市内266件、そのうち組合加入数が55件、加入率が20.7%です。

○須貝委員

ここまでの話を聞けば皆様方も大体想像はつくと思うのですが、当初、平成4年から始まったこの制度は、利用者がだんだん少なくなっている。さらに言えば、せっかく苦しい財源から捻出したこの予算に対しての執行率も半分強という状況であるということ。さらに、この制度は組合の加入業者しか使えない制度であるにもかかわらず、その組合の加入率が実は理美容業ともにすごく低いということで、本来の目的から今、少しずれてきているのではないかというふうに思われます。

実際にその窓口を利用者が電話をしても、なかなかうんと言ってくれない。そして、例えば男性の方、やはり寝たきりとはいえ男性の方のところに女の子が1人で顔をそりにいくわけにはいかない、やはり複数人で行く。そうすると、これを実際に行える事業者というのは、かなり限られた事業者になるというのが現状だと思います。大多数は1人でやっている理容業者が非常に多いというふうに思っています。

そこで例えば、やはり地区的に分けるとか、今この理美容業者でこの制度をきちんと運用してくれる業者を載せるとか、そういうような次の方策が必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

制度を見直してはどうかというような御意見でございました。現在この本事業の委託先である理容組合及び美容協会では、御利用者様の自己負担額を1,500円としておまして、実際の利用金が、市負担額2,000円と合わせて、合計の3,500円を超えていても、市負担分の2,000円を超える自己負担額を、御厚意により1,500円としていただいているところでございます。

また、バブル期の大変多忙な時期である平成4年度から開始した事業でございますので、非常に大変多忙な時期を含めて、本事業に二十数年、長く貢献していただいたということもありまして、そこについての理容組合、美容協会の自負といいますか、自信だとかプライドだとか、そういうものも当然あろうと察することができます。

また、今話したとおり、この急な制度の見直しというのが少し難しいところもあるというふうに思いますけれども、本日委員よりいただいた課題があることは理解できますので、委託先と意見交換等をこれからして、また市としていい方向に進んでいきたいなというふうに考えております。

○須貝委員

最後に一言。まだ言い足りないところはありますが、ぜひ前向きに検討いただくということでよろしく願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。
立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎医療的ケア児について

一つ目の項目として、医療的ケア児についてお聞きをいたします。

本会議においても一般質問をさせていただきました。再質問、再々質問で福祉部長からいただいた御答弁も踏まえて、踏み込んで2点だけ確認をさせていただきます。

まず庁内、庁外の連携体制についてお伺いをしました。協議の場の立ち上げなどに関することですが、改めて整理をさせてください。庁内、庁外の連携体制はどうすると考えているのでしょうか。庁内においてはワーキンググループの形成、庁外においては先日お話しをさせていただいたコーディネーターであるとか、現場で実際に医療的ケア児の具体的なケースを担当する医療機関の方などにも入っていただいて、より実態に即した話のできる協議の場をつくっていただきたいと考えます。これについて御所見をお願いします。

○（福祉）障害福祉課長

協議の場の連携体制についてであります。小樽市障がい児・者支援協議会にあります、こども支援部会から、医療的ケア児の連携体制をどうするかといった御意見を伺いながら、ワーキンググループを形成するといったことではなく、関連分野の支援を調整するコーディネーター、医療関係者、障害福祉サービスの事業所などのほかに、医療的ケア児に関係する庁内の関係部署も入って、協議の場をつくってまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

私の中でも整理がつかしました。

この件については、やはり連携するべき部署というのが横断的になりますから、何らかの形をつくっていくのは必須だと考えています。

協議の場など、今御答弁もいただきましたけれども、それに関してはどこの部署が旗振り役になるものなのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

どこが旗振り役になるかにつきましては、医療的ケア児の協議の場の事務局であります障害福祉課になりますが、医療的ケア児の発達段階に応じ、担当窓口がそれぞれありますので、子供やその御家族が直面する課題について関係各部署から情報を収集し、横断的に連携を図ってまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

障害福祉課がその機能を担っていただく、いわゆるハブ機能を障害福祉課にやっていただくというような形になると思います。まだまだここから動き出すというタイミングだと思いますので、実際のケースなどもごらんいただいて、小樽市政に反映していただければと思います。よろしく申し上げます。

◎保育所の図書整備について

保育所の図書整備についてお聞きをいたします。

現在教育委員会において、小樽市子どもの読書活動推進計画がつけられていることと認識しています。

その中では、乳幼児期に本に触れることの重要性について、次のように書かれています。「子どもが本に親しみ、進んで読書をするようになるには、乳幼児期から本と出会い、触れ合うことのできる環境作りが大切です。」と。

これは家庭のみならず、幼稚園や保育所においても同様の考え方であるということで確認してよろしいですか。

○（福祉）こども育成課長

国が定めております保育所の保育指針ですとか、幼稚園の教育要領におきましても、年齢など発達段階に応じた絵本や本の活用が子供の成長に必要なものであるということが示されております。したがって、市としても同様の考え方であります。

○高橋（龍）委員

それでは次に、この計画を策定するに当たり、アンケートで意見聴取を行っています。このアンケートにはどのような形で回答が行われているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

各保育施設を代表しまして、その保育所の所長や園長などが、その施設での取り組みに基づきまして回答したものであるというふうに聞いております。

○高橋（龍）委員

では、今の御答弁でいうと、各園、各保育所においては、1枚ずつアンケートが配られたということで理解をいたしました。

現在、小樽市立の各保育所において絵本の読み聞かせを行っていることと思いますけれども、この時間、1日当たり何分ぐらいであるとか、何冊ぐらいといった目安というものの設定はあるのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

具体的な読み聞かせの時間数ですとか回数を目安の決まりというものはないというふうに聞いております。しかし、お昼御飯ですとか、お昼寝の前に読み聞かせを行うなど、1日のうち最低でも1回以上は行っているということでございました。

ちなみに、全く行わないという日は、行事などの日を除きほとんどないというふうに確認しております。

また、読み聞かせの時間につきましても、子供の年齢ですとかそのときの状況に応じて、保育士がその状況を見ながら、調整しながら随時行っているということでございました。

○高橋（龍）委員

毎日、基本的には行われていると。このアンケートの中にも、100%の保育士が読み聞かせをしているというところが、先ほどのアンケートの話でいうと、施設で95%ということになると思いますけれども、そのぐらい読まれているということは何っております。

各保育所における絵本の冊数について次にお伺いをしたいのですけれども、その数というのはどのように決まっているのでしょうか。本の数は現状市立保育所において足りていると考えられますか。

○（福祉）こども育成課長

各保育所の絵本の冊数ですけれども、蔵書する、購入する冊数につきましては、特に年間何冊と決めているわけではございません。ただ、現状としまして、各保育所とも100冊は下らないということですが、これが決して多い、足りているということではないというふうに認識しております。例えば、こういった年齢の子供にはこういった絵本を読み聞かせたいですとか、手にとってほしいといった、いわゆる定番もののような絵本もありまして、そういった絵本は傷みも激しく、冊数もさることながら、そういった傷んだ絵本の更新が、今の課題というふうに考えております。

○高橋（龍）委員

今、蔵書の数が各保育所100冊は下らないというお話をいただきましたが、この数というのは民間の保育所と比べてみるとどうなのでしょう。園によってばらつきもあるかとは思いますが、調査というところ

までは行われていないかと思しますので、感覚として、民間と比べて多いものなのか、または同じくらいなのか、お答えいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

私も時折民間の施設も拝見させていただくことがありますけれども、絵本に限らず、例えば子供の遊ぶおもちゃですとか、いろいろな施設内の設備など、一見、市立保育所よりも先進のものを取り入れていたり、整備されているというふうな印象を持ったこともございます。

委員のおっしゃるとおり、絵本の冊数までは確かに調べておりませんが、そういった面からきつと充実しているのかというふうに感じているところがございます。

○高橋（龍）委員

では次に、小樽市子どもの読書活動推進計画において、図書館との連携についてという設問があるのですが、これを拝見するに、保育所が図書館を利用して絵本を借りるということは余り行っていないようです。アンケートを拝見するに約14%しか利用していないと。この理由は、自園の本で間に合っているからということなのですが、しかしながら、特に市立保育所においては絵本が足りないという声も現場から聞こえてきます。

保育士の主観であるからと言われてしまえばそれまでかもしれませんが、これに関して本市の御所見をお伺いします。

○（福祉）こども育成課長

こちらもある市立保育所に聞いた話なのですが、実際に絵本は子供も見て、さわって、触れるものであると、傷つけてしまったり破ったりするのではないかとという心配も保育所側にあるということもありまして、やはり人様のもののような扱いということになりますので、少し扱いづらいということで、この調査の結果のような、貸し出しの活用というものが多くないという要因の一つかと考えております。

○高橋（龍）委員

破損のおそれ、傷つけてしまうと困るということですが、基本的に児童書なので貸し出しをする側もそこは理解の上とは感じるところです。

保育所と図書館との連携についてどのような事業があるのか、もう少しお聞かせいただきたいのですが、またその事業が未実施のところがあるとすれば連携が今後必要であるとも考えますが、そういったことを行っていく方向で考えているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

例えば、図書館の出前講座でおはなし広場というものがありますが、これは昨年、市立保育所でも1カ所来ていただいたというふう聞いております。またそのほかに、地域のブックフェスティバルという事業もありますけれども、こちらは市立保育所では実績がないということです。

このようなブックフェスティバルですとか、これとは別に移動図書館バスわくわくブック号という事業も図書館でされておりますけれども、こういった図書館との連携事業につきましては、各保育所の意向を確認しながら、当然図書館とも協議しながら進めていきたいというふうと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは、図書の購入の予算に関して少しお伺いをしたいのですが、そもそも予算として絵本を買うためのお金は十分に確保されているのかということです。予算上、需用費に当たると伺いました。

備品で必ず確保しておかなければならないものがあれば、当然にそちらが優先されて、どうしても図書の購入費用にまで回らないという状況だったりするのではないかと思います、このあたりはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

保育所での絵本の購入につきましては、保育所でいろいろな消耗品などを賄うための管理経費で一括して購

入ることになっておりますが、確かにおっしゃるとおりここ最近、給食なども含めた施設内の衛生管理、安全管理に要する経費などで予算が圧迫されているという状況もあります。何とかやりくりしながら購入や更新を行っている状況であるというふうにも認識しております。

○高橋（龍）委員

今お答えをいただきましたけれども、需用費以上に細かく予算に色をつけることができませんから、図書の購入費として別立てで用意するというのも、現行の体制下では難しいというふうにも認識しております。

改善のために何か考えられることというのはあるのでしょうか。例えば、企業版ふるさと納税の活用を探っていただくということもできるかと考えますけれども、このあたりの御見解はいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

保育所の絵本に限らず、それから市立や民間問わず、保育所の運営に係る経費につきましては、子供の大事な生活の場の確保に直結することですので、保育所運営に関する財源の確保ということにつきましては、今後御提案のあったふるさと納税などの寄附制度ですとか、それを活用した基金の創設などについて、これから検討してまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

例えば、総務常任委員会ではないのであれですけれども、スクール・ライブラリー便が教育委員会であります。こういったものの幼保版みたいなものも御検討いただくなど、いろいろと考えていただきたいというふうに申し上げて、次の項に移ります。

◎児童虐待について

これまでも本会議であるとか、この厚生常任委員会の中でもたびたび議論がありました子供の虐待について、伺ってまいります。

先日、札幌市内でも虐待死の事件が起りまして、非常に痛ましく思っております。同時に、本市においてもこれは起り得る問題であるというふうにも考えています。未然に防ぐために、現在もいろいろな御対応をいただいていると思いますけれども、同時にやはり懸念される点というのがまだまだ多くございます。

今ほど申し上げましたけれども、先般の札幌市内における児童虐待死について、さまざま報道がなされています。それらを拝見するに、各機関の連携体制、形上はあるものの正常に機能していないという状況も見受けられたということです。つまり、本市としてもその動きが適切であったとしても、関係機関にきちんと適切に動いていただかなければ重大な事件になるという危険性をはらんでいるということです。

ここで、児童相談所や警察との連携体制について改めて伺いをいたします。

本市には児童相談所はありません。本市を担当しているのは札幌市中央区にあります北海道中央児童相談所で、北海道の管轄であると認識しています。その中で、後志の案件を担当されている方、児童福祉司が何人いらっしゃるということはお示しいただけるものでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

後志管内には4月1日現在、中央児童相談所で虐待専掌児童福祉司が1名。それと地区担当の児童福祉司が2名ということで配置されておりました。

6月1日の北海道の人事異動で、小樽市の担当だけの数字で申しわけないのですが、虐待専掌児童福祉司は変わらず1名、あと地区担当の児童福祉司が今回1名ふえて、3名という体制になりました。

○高橋（龍）委員

あくまで本市としての見解ですが、その数は十分であると考えられるのでしょうか。これはほかの管轄に首を突っ込んでいるということではなくて、児童相談所側の人数が足りなければ、先ほどこの項の冒頭で申し上げたように、組織はあるけれども、きちんと連携体制がとられていないという状況、まさに机上の空論でしか

ないという体制になりかねないと考えます。

国としても、2022年までに2,000人の増員を行う方向ということでお聞きしていますけれども、それでも足りるものなのか、児童福祉司の数や経験などについて、本市としての所見、または道に要請していることなどがあればお示しいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

まずはこの御質問についてですけれども、中央児童相談所に限らず、北海道は広いものですから、担当の児童福祉司は、もう朝から出て、夕方というか夜に帰って、そこから記録を書いたりとか、かなり忙しいと。後志管内も先ほど申し上げましたとおり、地区担当が3名ということで、島牧村とか寿都町などの遠いところまで行って御対応されている部分では大変だというふうには、まず感じております。

そういう意味では、当然担当の数が多いにこしたことはないというふうには思っておりますけれども、かと言いまして、こういう児童の虐待だとかいろいろな相談がありますけれども、そういう部分には相当の経験が必要になるのだろうというふうには思っております。そういう意味では今国が言っている2022年、3年後にこれだけの人数をふやして行って、知識とか、経験とか、そこが維持されるのかどうかというのは、あと本当に補充ができるのかということも含めて、そこについてはなかなかどういうふうになるのかというのは難しいかと思っています。そこについては見守っていきたいと思っています。

○高橋（龍）委員

今、ハードワークだということをお示しいただきました。

本年2月には全国の児童相談所に対して、緊急の安全確認の指示が国からなされて、その数、数万件に上ったとも聞いています。恐らく野田市の事件を受けてだと思うのですが、そう考えると、やはり児童相談所としても人手不足の状況に陥っているのではないかと私も認識をしております。

次に、虐待に関する情報を本市が聞いた場合の連絡系統について御説明をいただきたいと思います。いわゆる48時間ルール、これは基本的に本市においても適用されるものと捉えてよろしいのでしょうか。

また、どういった場合に48時間以内に確認をしなければならないのか。つまり、通報があった場合、必ず安全確認が義務とされるのかというところを御説明いただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

まず御質問の48時間ルールにつきましては、小樽市でも適用されるということです。私たちが言われている48時間ルールということで対応するケースですけれども、これについては、地域住民や関係機関から、子供の虐待が起きている、もしくは疑われる事案であるというケースが起きたときに、48時間以内に本人の現認をするということになっております。

ここについては、まずはやはり状況を把握するために48時間以内に会うということで、これを大原則にしております。その中でいろいろと情報を、会ってお話を聞いたりなどの状況確認をした上で、状況がなかなか深刻な状況であれば児童相談所ですとか警察だとか、そういうところにつないでいくような形になっております。

○高橋（龍）委員

基本的に適用されるということで、大原則というお話をいただきましたが、その中で例えば例外とされるケースも出てくるのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

例外とされるケースについては、虐待もしくは虐待が疑われるという部分で、ここについては確認することで例外はないと考えております。

○高橋（龍）委員

それでは必ず確認をするということですね。

では、その48時間ルールに基づいた確認がなされなかったケースというのは、これまでに市内で起こっているのでしょうか。もしあるとすれば、その後の対応はどうされたのかというところを御説明いただきたいと思っています。

○（福祉）こども福祉課長

御質問ですけれども、48時間以内に現認ができなかったケースにつきましては、まず、こういう確認が必要なケースは大体年間に100件前後ございます。その中で、平成30年度に1件だけ48時間以内にお会いできなかったケースがございました。

詳しい内容については、なかなか細かいところまでを申し上げるのが難しいところではあるのですが、近隣から、ネグレクト、育児放棄といいますが、それが疑われるということで、小さい子供がいるのに母親が仕事に行ってしまうと子供を残しているのではないかとということで通報がございました。それで、その子供は保育所等に通われていない子供でございまして、情報がなかなかない世帯でございました。そこについては、毎日訪問等を繰り返して、結果としては6日後に会えました。

ただ、その世帯のアパート、同じ物件に実は身内の方がいらっしゃって、母親がお出かけなりお仕事に行かれるときは、その身内に子供を預けていたということが、後からではありますけれども、わかったというケースでございました。

○高橋（龍）委員

今、具体的にケースを挙げていただきました。もし身内の方が同じ建物に住まわれていなかった場合には、かなり虐待リスクが高いのではないかと思います。先ほどお答えをいただいて、虐待と思われるケースの場合は児童相談所につなぐというようなお答えだったと思うのですが、安全確認はこども福祉課が行っているのですか、それとも児童相談所がやっているということなのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

基本的には日中や土日とかも、土日のケースはほとんどないのですが、こども福祉課で現認するケースが多くなっています。土日とか休みが続いたときは、児童相談所とかで対応されるケースもあると思いますが、年間100件のうちの大半は小樽市のほうで確認しているものでございます。

○高橋（龍）委員

では次に、本市において虐待が疑われて児童相談所に保護された子供の数というのはどのように推移しているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

こちらにつきましては平成29年度で2件、30年度で7件、31年度は現在のところ2件ございます。

○高橋（龍）委員

平成30年度は7件もあったということで、わかりました。

北海道では、6月6日に道内にある8カ所の児童相談所に対して、学校や病院などとの連携を通知したというふうにお聞きしました。本市にかかわる部分で、改めて連携の体制について児童相談所からのアプローチというのはあったのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

この件に関しましては、改めて北海道からのアプローチ等は今のところ来ていないところであります。

○高橋（龍）委員

それではその通知、先ほど申し上げた6月6日の通知の後にはウェブ会議が行われたということで、児童相談所として48時間以内の安全確認ができなかった場合、警察など連携機関と情報共有することを求めたということです。その関係機関の中における本市の位置づけというのはどのようになっていますか。

○（福祉）こども福祉課長

まず、児童虐待の関係につきましては、小樽市要保護児童対策地域協議会いわゆる要対協というものが設置されておりまして、これには北海道警察、北海道中央児童相談所、小樽市医師会、民間の保育所、あとは民生児童委員協議会とか、ほかに小樽市でも福祉部や生活環境部などいろいろな部署がかかわってこういう会が組織されているところです。

こちらにつきましては、まずその協議会の中でもともと不安な案件等がございましたら、警察とかに、お互い情報共有することにしておりまして、こちらにつきましては日常業務の中で警察からの紹介とか、そういう会議の出席とか、そういう部分で連携がとられているものと考えております。

○高橋（龍）委員

現行どおりの連携体制ということで、できる限り、今までも恐らく密にやっていたいただいているとは思いますが、改めてその連携体制について北海道からも指示があったということで、密に連携していただきたいと考えます。

児童虐待に関して、こども福祉課以外にかかわる部署とその役割を示していただきたいと思います。

それぞれが児童相談所とやりとりをするのか、もしくはどこかが一本化してやりとりを行うということなのか御説明をお願いします。

○（福祉）こども福祉課長

先ほども少し御答弁をしたのですが、小樽市要保護児童対策地域協議会で申し上げました。小樽市ですと、大きく言いますと教育委員会、保健所、あとは当然福祉部、私どものこども福祉課ですとか、保育所を担当しているこども育成課、あとは生活保護を担当している生活支援課などの課がございます。例えば保健所につきましては訪問事業や歳児検診、そういうところで保健所は生まれてから学校に上がるまでの世代の子供を見ていく中で心配な部分があればこども福祉課につないでいただくと。

同様に学校につきましても、学校で子供がそのように疑われるケースがあればこども福祉課につないでいただくような形で、窓口につきましてはこども福祉課で一本化して、児童相談所や警察に連絡をとるような体制になっております。

○高橋（龍）委員

親のけんか、または親間のDV、そういったときに子供が目の前にいた場合は心理的虐待とみなされることになったりとか、地域の関係性の希薄化にも起因すると思えますけれども、泣き声通報の増加であるとか、虐待が疑われるケースの範囲も広がりを見せていると認識しています。大半は問題のないケースでも通報に至ってしまうために特に深刻なものが生まれてしまうというのも最も大きな懸念であると私は考えています。この点について本市の認識としてはいかがでしょうか。

また、通報の時点でそのケースが重大な事件に発展するおそれがあるものなのかどうか、なかなか判断がつきかねるところだと思います。道や関係機関との今後の連携について、本市としてどうしていかなければならないと考えているかなどをお示しいただけますでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

今御質問がありました心理的虐待とか、こういうものも漏れずに連携するというところで、実際のところ通報とかもふえているところでもあります。また、札幌市でも本州でもいろいろと残念な悲しい事件があった中、小樽市内でもいろいろと皆さん気にしていただいているということで、現実的に、数字はまだ6月分は拾っていないですけれども、やはりお問い合わせといいますか通報は少しふえていると感じております。

ただ、やはり泣き声通報と言われているものでありまして、私たちとしては調査及び現認、御本人に会うスタンスについては変わらないというふうには考えております。

北海道との連携なのですけれども、まず重要な案件かどうかという部分につきましては、私どものほうでもリスクアセスメントシートにおきまして、その世帯の置かれている緊急度や重要度については判断していこうということでやっておりますので、その状況に合わせて関係機関とも連携をとってやっていきたいというふうに思っています。

○高橋（龍）委員

現認の件数も多分かなりふえていくと思うので、現場は御苦労されていることと思いますけれども、よろしくお願いします。

そして、今月の19日には改正児童福祉法が成立しました。その中で、支援に当たる職員と一時保護に介入する職員とが分けられるということで、ちゅうちょなく踏み込めるようにするということが盛り込まれています。この改正によって本市に与えられる影響というのは特にないと考えるよろしいでしょうか。何か変更される点がありますか。

○（福祉）こども福祉課長

この部分につきましては今のところ本市として特に影響はないものと考えております。

○高橋（龍）委員

また、今回の改正で親のしつけとしての体罰が禁止、また2年後をめどに戒めるための懲戒権、これも見直しを行うということです。この懲戒権について御説明をいただきたいと思います。

また、現行法のもとで、親権者には戒めるために認められている行為はあるのか、これについてお示ください。

○（福祉）こども福祉課長

まず懲戒権につきましてはですけれども、民法第820条におきまして、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあります。それで民法第822条において、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」と定められております。法で言う懲戒いわゆるしつけというものに当たるかと思うのですけれども、法では親権者に認められる行為というのは特段の定めはないものと思っております。

しつけと体罰の線引きについても曖昧なものになっておりまして、このため親がしつけと称した体罰や虐待をするようなことが相次いでいることから、2年後をめどに懲戒権を見直していくという流れになっているようです。厚生労働省も今後どのような行為が体罰になるかというのを示すような指針を考えているというふうには聞いております。

○高橋（龍）委員

今お示しいただきました懲戒権ですけれども、この見直しにより要は、何が、どう変わるのかということです。懲戒権自体を削除する、または懲戒を別の言葉で言いかえるという案も今出ているというふうには聞き及んでおりますけれども、法改正によって文言が修正されないし削除されることをもって本質的な解決に至るものではないというふうに考えています。法改正がなされたから虐待をしてはいけないという話ではなくて、そもそもすべき行為ではないのはわかっているわけです。

2年後の修正というのは、今お答えをいただいた中で言うと、要はどこで線を引くかということなのでしょうか。それによって、本市においても条例など、その他変更する点というのは出てくるのでしょうか。

そして、現在の業務に対しても何かしら変わってくる場所はあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援室長

今回の法改正につきましても、国で2年後をめどに修正ということで、これからいろいろと国の指針が出てくるということで認識しております。その情報を見ながら、虐待という部分で今の業務が大きく変わるという

ことはないと思いますので、2年後までの情報を見ながら何かさらに改める文等がありましたら、それについては引き続き協議会での情報共有とか、いろいろと皆さんの意見を聞きながら勉強してまいりたいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

なかなか国からおりてくるのも少し遅くなったりとかする可能性もあるかと思うので、そういったところも情報収集をぜひお願いしたいところです。

虐待については、いわゆるスパイラルという点も見られます。虐待の被害者が親になったときにみずから子供に虐待をしてしまう、今度は加害者になってしまうということです。もちろんその行為自体は許されるものではありませんけれども、PTSDも伴って、罪悪感を抱えながら子供に手を上げてしまう。ひいては親も自傷行為に走るなどといったケースもあると伺っています。そうした観点でも、虐待の被害者が大人になる前に精神的ケアを十分に行わなくてはいけないとも考えます。

児童相談所に関して言うと、一旦おさまった場合もその後の見守りなどはされているということですが、そういう面での情報共有などは本市として行っているのでしょうか。

また、市として、被害を受けた児童に対してのその後のケアというのはどのようにされているのかということもお伺いします。

○（福祉）こども福祉課長

虐待のあった子供については児童相談所に管轄してやってもらう部分でも、情報の共有については行っております。そして、児童相談所がある一定程度見守りを続けて、そこの世帯の保護者のところに戻れるケースもあると思いますし、施設的なものに行ってもらえるケースもあると思いますけれども、ある程度問題が、保護まではしなくても児童相談所でいろいろ助言していこうということで見守りはしていくのですが、それがある程度落ちついたら、今度は私ども小樽市などに今度は見回りが依頼されまして、その間もその後もお互い情報交換を続けながら支援をしていくというものでございます。その際はケース検討会議も開催いたしまして情報共有を行っているところです。

あと、被害を受けた子供のケアにつきましては、医療機関ですとかスクールカウンセラーとか、適切なそういう専門のところにつないでいくような支援をしています。

○高橋（龍）委員

先ほども申し上げましたけれども、問題の本質として、やはり解決に至るには精神的なケアであるとか日ごろの生活、または今申し上げたように虐待の連鎖というのを断ち切ることも必要だと考えます。件数が多い中でも、特にリスクが高いと思われるものが埋もれてしまわないように、本市として各ケースに御対応いただければと申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎おたる子ども未来塾について

きょうの質問は、ひとり親の関係が少し多いと思うのですが、まず、おたる子ども未来塾のことでお聞きしたいと思います。

きのう佐々木委員が予算特別委員会で質問されていたので、そのほかのことでお聞きしたいと思うのですが、まず現在の実施日についてお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

子ども未来塾は5月18日に開校いたしましたけれども、子ども未来塾につきましては、毎週土曜日の午後2時から午後4時までの2時間で学習支援を行っているものでございます。

○丸山委員

土曜日の午後2時から4時の2時間ということなのですが、例えば子供の都合で少しおくれるとかという場合でも、おくれて参加することはできるということでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

おっしゃるとおり、子供によってはクラブとか家庭の事情で、10分ぐらいとかおくれる子供も実際にいらっしゃるけれども、それぞれ個別に勉強を進めておりますので、途中からお越しいただくのは可能でございます。

○丸山委員

保護者としては、ぜひ該当の子供たちに広く利用していただきたいと思うのですが、参加を決めるのは子供自身ということなので、参加のしやすさを工夫し、参加人数をふやしていかなければならないと思います。

その参加しやすさという点において、今は土曜日の午後2時から4時の2時間ということなのですが、今後どうしていくのかということなどありましたらお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

この事業を開始いたしまして一月が経過したところでございます。現在参加されている子供と保護者に対しまして簡易なアンケートを行っているところでございます。その中で、まだ学力が上がったかどうかまではわかりませんので、まず通いやすい時間帯とか場所などについてアンケートの項目に入れているところでございます。集計の結果、例えば土曜日の午前中ですとか、もしくは午後の少し遅い時間帯のほうが通いやすいという御意見があれば可能な範囲で対応していけたらと思っております。

○丸山委員

時間が前後するとか、そういうことでも子供たちの参加のしやすさとかが変わってくると思うので、よろしくお聞きしたいと思います。

そして、お知らせの方法なのですが、該当の子供が児童扶養手当を受けている御家庭の子であり、この児童扶養手当の通知に同封するというので、4月下旬ごろということだったのですが、少し遅いというふうにも思ったりするわけです。児童扶養手当については現況届というものを1年に1回出していますけれども、これに入れるですとか、今やっているほかの方法とか何か考えられるようなことがあればお聞きさせていただきたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

まず今年度につきましては、まだ今年度から開始した事業でございますが、4月12日に契約を交わしてチラシを作成いたしましたことから、ちょうど4月下旬に児童扶養手当の証書を送付する際に、皆さんにはこの周

知のチラシを入れてお知らせしたところでございます。来年度以降につきましては、今御質問にございましたけれども、現況届はこれからの時期にちょうどやるものですから、ちょうどその4月の下旬とか、早目にお知らせして、早目に来年度以降も事業をできたらと思っていますので、そこのお知らせについては少しでも早くとなりますと、恐らく単独で送る方法が一つになるかと思っておりますこと、そういう形で早目にお知らせしていただけたらと思っております。

○丸山委員

よろしくお願いたします。

それともう一つ、対象者が経済的に困りの世帯ということで、生活保護を受給している世帯の子供も使えるということなのです。生活保護を受けている子供について、対象の世帯が何件になるか、あと子供が何人いらっしゃるのかをお聞かせください。

○（福祉）生活支援第2課長

この事業の生活保護世帯の対象者は、中学校1年生から3年生までで、6月1日現在104世帯110名となっております。

○丸山委員

この方たちへのお知らせの方法と、それからお知らせについても既に終了しているのかということを確認したいのでお願いします。

○（福祉）生活支援第2課長

こども福祉課でつくっていただいたチラシを、ケースワーカーが世帯訪問した際と、あと電話等で周知を行っておりまして、ほとんど全ての対象世帯に周知されているものと考えております。

○丸山委員

生活保護世帯の子供にも伝わっているということで安心しました。

それと、この事業をやっているのが、今年度については株式会社トライグループというところだったのですが、他都市の事例では、業者を選ぶ際に価格で選ぶ一般競争入札にしたということで、今までボランティアでそういった学習支援をしてきた方とは違う業者になってしまったと。そのことで、今までボランティアで支援をしていた人たちと子供たちの関係が切れてしまったということで、子供たちにとって余りよくない状況になってしまった、そういうところもあったようです。

そういったことがないようにしていただけたらというふうに思うのですが、来年度以降の業者の選定についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○（福祉）こども福祉課長

まず、今年度についてですけれども、今年度は委託事業者の選定につきましては、公募型プロポーザルの方式により選定いたしました。これにつきましては、事業者から企画・提案を受けて、価格のみではなく、事業者の専門性ですとか企画力、あと業務実績などを総合的に勘案しまして、すぐれた提案を行った事業者を委託事業者として選定したところでございます。

来年度以降につきましても、恐らくですけれども、事業の性質上、同じような公募型プロポーザルが適当であると考えておりますので、同様な形で事業者の選定を行ってまいりたいと思っております。

○丸山委員

よろしくお願いたします。

この事業を利用する子供が一番の主役だというふうに思います。今アンケートもとっているということで、機会を見てそういったアンケートの取り組みもされていくのだと思います。子供の声を聞いて、そして子供が利用しやすく、そして利用するかいのある授業にしていきたいということで、そのことをお願いし

たいと思います。

◎水道料金の減免制度について

次の質問に移ります。

水道料金の減免制度について、私から一つお願いしたいことがありまして、まず一つ、子供の貧困という点でお願いしたいことが一つあるのですけれども、水道料金の減免制度について、これはひとり親世帯も利用できるのですが、ひとり親世帯の支給基準をまずお答えください。

○（福祉）地域福祉課長

ひとり親世帯の支給基準ですけれども、まず一つが児童扶養手当の支給を受けている母子世帯、もう1点が公的年金を受給し世帯の収入合計が児童扶養手当受給世帯と同等以下の母子世帯となっております。

○丸山委員

私がここで取り上げたいのは、児童扶養手当を支給している母子または父子世帯ということなのですが、該当する世帯数と支給の金額もわかればお示しいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

直近である平成29年度の数字でお答えします。世帯数は589世帯、それで減免分の料金ということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

上下水道合わせて791万9,897円です。

○丸山委員

児童扶養手当の支給を受けている世帯ということなのですが、この児童扶養手当というのは、離婚が成立していないと支給されないものなのです。生活が大変なのは、例えば離婚調停中であるとか、離婚裁判中であるとか、離婚する意思があつて別居しているのに離婚が成立していない。要するに、児童扶養手当が受け取れないという状態がすごく大変なのです。

この時期に水道料金の減免をできないのかというふうに思うのですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

今、裁判離婚などという例示でお話しされたと思うのですが、裁判離婚に限らず、例えばそういうケースを認めると、それに類似したケースというのがやはりいろいろ想定されまして、なかなかこの事業をやる上で判断基準が難しいということもあります。なので、事業をやるに当たっては、やはり統一的で明快な基準を設けなければならないので、現在の児童扶養手当受給世帯ということで一線を引いているということであります。

○丸山委員

そうですね、私もそれはわかるのですが、ひとり親世帯ということで特別に考えていただきたい事情を訴えたいと思うのですが、ひとり親世帯というのは要するに子供がいる世帯ということなのです。子供は汚すし、汗もかく。それを汚してくるなというふうには言えませんし、汗をかくななどということもあり得ないのです。大人であれば大変だということがわかって、自分の行動を変えることもできるのです。ひとり親世帯の特別な大変さというのを勘案していただいて、離婚が成立していないけれども別居している、そういった子連れの世帯について、せめて水道料金の減免を考えていただきたいというふうに思うわけです。

重ねて言いますが、低所得であっても別居という要件だけで水道料金の減免をするのは、これは難しいと思います。ですが、低所得であつて、別居をしていて、さらに離婚の調停中あるいは離婚の裁判中であるという、この要件を満たした世帯において考えていただきたいというふうに思うのですが、もう一度お

考えをお願いします。

○（福祉）地域福祉課長

調停離婚、裁判離婚、いろいろやはり時間もかかって御苦労されるのはわかります。ただ、繰り返しになりますけれども、今丸山委員がおっしゃったように、いろいろなケースがやはり想定されると思うのです。逆に言うと、裁判離婚中だけでも同居しているケースだとか、そういったものもやはりあると思うのです。なので、そういうほかの場合についての判断もやはりだんだん難しくなってくるので、そういう意味で統一的で明確な基準を持ってやっているところなので御理解いただきたいと思います。

○丸山委員

わかります。

そうすると、離婚が成立していながらも同居していて、さらに所得が低いということであれば、児童扶養手当は出ますか。

○（福祉）次長

児童扶養手当は実態に応じて支給になりますので、同居する場合は支給は認められないことになると思います。

○丸山委員

つまり、実態としては児童扶養手当受給世帯と同等だけれども、調停中、裁判中であるために減免が受けられないというところに、何とか手当をしてほしいというのが私の願いです。何とか検討・研究をしていただきたいと思うのですけれども、お願いします。

○（福祉）次長

離婚調停中ということであれば、ほとんど離婚するであろうことが見込まれる状態ではあるかと思うのですけれども、実際にはまだ離婚が成立していないということであれば、その後例えば親権がどうなるか、実際に子供をどちらが引き取るかもはっきりしていない状態になるわけです。そういった中で線引きするのは非常に難しいということで、やはり明確な形としては児童扶養手当。これは離婚が成立して初めてもらえるものですから、先ほど地域福祉課長からの答弁もありましたが、線引きが曖昧になると減免することに関して、このひとり親世帯以外の市民からの理解がなかなか得られないのかなということ、市としては非常に難しいと考えているところです。

ただ、実態としてもわかる部分がありますので、明確な線引きというものがはっきりするようなものが今後あれば、それは検討してみたいと思いますけれども、現状では少し難しいと考えているところです。

○丸山委員

◎子育て世代への情報発信について

そうしましたら質問を移します。

子育て世代への情報発信についてですけれども、きのう就学援助のことについて、子育てガイドブックにも載せてくださいというふうにお願いしたところですが、これもひとり親世帯について、子育てガイドブックに一まとめというか、いろいろなやり方があると思うのですけれども、ひとり親の方が支援について情報を探すときに、もう少し使いやすい情報の掲載の仕方をお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

委員のおっしゃるとおり、他都市のガイドブックなどを見ますと、やはりひとり親の部分、制度ですとか、そういったことについて一つのページを割いたり、一つのコーナーといいますか枠を設けて掲載したりというところも幾つか見られました。残念ながら今年度のガイドブックにつきましては、今月中に刷り上がって来月から配布予定でございますので間に合いませんけれども、来年度のガイドブックの構成内容を検討する段階で、そうした他都市

の内容も参考にしながら検討していきたいと思っております。

○丸山委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

そして、子育て世代の方が情報を探すときに、ホームページで情報を探すケースが多いのかと私は思っていたのですが、以前資料としていただきました第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告書の63ページを見ると広報おたるが断トツで多かったということで、アンケートをとった対象が小さい子供がいる御家庭ということなので、小さい子供を連れていく教室ですとか、そういった情報は広報おたるだと毎月載っていますので、多分見ているのだと思うのです。市民の方に活用していただきやすい広報おたるであってほしいなというふうに思います。

その次にSNSの活用がすごく多かったのですが、今小樽市が情報発信で利用しているSNSのサービスというのは、どんなものがあるのかお答えいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

今、本市で行っているSNSのサービスにつきましては、ツイッターやフェイスブックなどが市からの情報発信として使えるようになっております。

○丸山委員

私もツイッターは小樽市の公式アカウントがあるのを知っておりまして見ていたのですが、あとフェイスブックも少し見させていただいたのですが、検索しても子育てのサービスがなかなかヒットしづらくて、皆さん小樽市で発信しているものだけでなく、仲間内で情報共有もしていると思うのですが、この小樽市のツイッターですとかフェイスブックの発信の方法や効果とかについては、どんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

今、市で行っているSNSの部分では、情報発信する側にとってもいろいろ制限がありまして、ツイッターにしても原部・課で記事を書けられない。あれはたしか総務部のほうで、ホームページに載せられた情報からピックアップして発信するような仕組みですとか、あとおっしゃるようにフェイスブックにつきましてはどんどん新しい情報で更新されていくので、なかなか子育てに特化した情報を見たいといっても拾えないような状況があるということで、SNSの利用率が高いということではありますけれども、今、市の子育ての情報の発信の方法としてはなかなか載せていけないかというふうに感じております。

○丸山委員

ただ、やはり子育て世代のお話を聞くと、いろいろなサービスをしているのだろうけれども、どこでその情報をゲットしたらいいのかわからないという声も聞くのです。そういった課題もあるということで、今後どんなふうにしていくかというようなことがありましたら、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

先ほど市のSNSに少し載せづらいようなお話をしましたが、当然載せていって、なるべくタイムリーに、子育て支援センターでやっている事業ですとか、そういったイベントの情報などは随時更新してお知らせを続けていきたいとは思っていますが、現状としまして、子育て支援の情報に関しましてはおっしゃるとおり広報誌のほか、紙媒体としては子育て支援ニュースというものを毎月発行しまして、市内の児童館ですとかサービスセンター、図書館、保健所などの子育て世代の方が集まるような場所に置かせていただいております。それから、電子媒体としましては、ホームページですとか、フェイスブックについて、随時イベントのタイミングに合わせて情報発信をするように努めております。

今後につきましては、ごらんになったニーズ調査結果報告書にも掲載されておりますとおり、特に小樽市子ども・

子育て会議からの提言でもございましたけれども、早急に取り組むべきこととしまして、情報発信について内容や方法、手段、タイミングを見直していくことが挙げられております。近年、各自治体でも導入が進んでおり、たしか前回の厚生常任委員会でもお話がありました子育て支援アプリにつきまして、本市でも導入していくような方向で市内の保健所などとも協力しながら検討しているところでございます。

○丸山委員

さまざまなことが工夫されていくのだというふうに思いますので、ぜひよろしく願います。

◎陳情第2号について

それで、次は子供の医療費の助成について取り上げたいと思います。

子供の医療費助成について、まず現在の制度の内容をお聞かせください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

現在の子ども医療費助成制度の内容でございますけれども、ゼロ歳から中学生まで、これは年齢を三つに区分して御説明させていただきたいというふうに思っております。

まず、ゼロ歳から2歳までなのですが、市民税課税の状況にかかわらず、入院、入院外ともに初診時一部負担金のみの実質無料化を行ってございます。3歳から小学校6年生までにつきましては、市民税課税の状況にかかわらず入院については実質無料で、入院外につきましては市民税非課税世帯の方が実質無料、市民税課税世帯の方は1割負担となっております。また、中学生ですけれども、入院につきましては市民税非課税世帯の方が実質無料と。市民税課税世帯の方は1割負担となっております。

ただし、北海道と同様に全部にかかって所得制限はございます。

○丸山委員

今年度の4月から中学生の入院についても助成が広がったということで、喜ばしいことだなというふうに思っています。子育て世代応援ということでよかったなというふうに思っています。

昨年度1年間の小学生の通院件数をお聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、手元に昨年のもがないです。申しわけございません

（「ごめんなさい、わかるところで」と呼ぶ者あり）

本年度の予算ベースの数字でよろしかったでしょうか。

（「はい、今年度の予算ベースで」と呼ぶ者あり）

今はまだ実質無料化していない3歳から小学生までの件数で、入院の課税世帯の数字ですけれども、約7万1,000件という数字になってございます。

○丸山委員

今のは小学生の入院の件数。今年度の予算ベースでも構わないのですけれども、小学生の通院件数と通院の医療費自己負担分の金額を示していただいているんですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

申しわけございません。小学生の予算ベースの数字なのですけれども、通院の件数が3万5,000件ほどになってございます。

○丸山委員

3万5,000件で、入院外の医療費の1割を自己負担で今は払っていると思うのですけれども、今年度の予算ベースで構いませんので、小学生の入院外の自己負担分の金額は幾らぐらいになるのかお示しいただいていいですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

金額ですけれども、およそ3,000万円になってございます。

○丸山委員

それで、子供の医療費については今まで日本共産党としては医療費無料化の拡充のお願いをしてきました。今定例会では、こども医療費の小学校卒業までの無料化を求める陳情も出されています。今回出されております「小樽市の子どもと家族の生活」という報告の中のアンケート結果を見ると、子育て世代で「現在必要としている生活の支援」についてのトップが「医療費負担の軽減」ということなのです。ほかにも「住宅支援」ですとか、「子どもの居場所づくり」、あるいは「子ども食堂」などという項目がありますけれども、断トツで「医療費負担の軽減」を望んでいる御家庭が多いという結果も出ております。

子供の医療費ですけれども、中学生の入院まで拡充されたということは本当に嬉しいのですが、先日も小学校でノロウイルスが出たと思うのです。子供の体調管理ってやはりすごく大変で、突然体調を崩したりするということもあります。そして、保護者が時給でお仕事をされていたりする場合は、医療費だけではなくて交通費もかかりますけれども、お休みをすれば自分の仕事をお休みした分の収入が減るというのが実情だと思います。二重三重に経済的な負担が大きくなるということで、やはり子供の医療費のところだけでも応援をできないかというのが日本共産党でお願いしている、このこども医療費無料化の拡充の中身だというふうに考えております。この小学校卒業までの入院外の支援についてもお願いをしたいと思うのですけれども、見解を伺います。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

こども医療費の実質無料化についてですけれども、本市におきましても実質無料化というのは必要だというふうに、それは思っております。ただ、やはり財政状況も大変厳しいという中、なかなか難しいところもございます。

あと、今平成28年度、30年度、31年度と段階的に拡大を行っております。それで、その拡大した効果を一度検証いたしまして、財源を探しながら、そういったものを検証いたしまして、今後効果的な助成について引き続き検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○丸山委員

前向きな答弁ということで受けとめております。2018年の小樽市の出生数が500人を切りました。484人ということで、うちの娘は二十歳になりましたけれども、娘を生んだときは1,000人前後の出生数がありました。それが20年たって500人を切ったというのは、すごくショッキングなニュースです。こちらニーズ調査結果報告書の59ページのところで、子供の実際の人数と理想の子供の人数を比べた場合にどうなのだろうというデータが出ています。理想の人数よりも少ない方が51.2%ということで、本当はもう1人欲しかったんだけどなどと思っている方は少なくない、こういったデータが出ています。

この理由として、「子育てや教育にかかる費用が高い」というのが54.6%ということで、やはり費用の面でちゅうちょしてしまうといいますか、考えてしまうというのがデータとして、やはりはっきりと今回こういうふうに出されてきたのだなというふうに思うわけです。少子化対策、子育て支援というふうにずっと長らく言われてきていますけれども、財政が苦しいというのはわかります。毎回、何かの要求をするたびに小樽市は財政が大変だからというふうに言われてしまって、なかなか前に進まない、思いどおりにいかないことが多い。だけれども、今のこの少子化の現状を見て、何を最優先にしていかなければならないかと、私は少子化対策をやっつけていかなくてはいけないのではないかとこのように思っておりますので、しつこく申しわけないのですけれども、もう一度答弁をお願いしてもよろしいでしょうか。

○医療保険部長

子育て支援ということでございますけれども、私ども子育て支援が重要な施策だというふうに考えております。ただ、今御質問にありましたこども医療費につきましては、既に現在年間約7,000万円の予算を使っております。今お話にありました小学校6年生までを実質無料化するとすると、これは本当に仮の試算ですけれども、さらに約3,000万円加えなくてはならないということがございます。

私どもも決して考えていないとか、そういうないがしろに考えているつもりではないのですが、ただ、財政が厳しい折、やはり何かを、例えば3,000万円をふやすとなると、どこかで3,000万円を、一定程度その分をどこかから持ってこなくてはならないということになります。どういったところから持ってこられるか、そういったこともやはり考えなくてはなりませんので、そこら辺の財布事情、なかなか私ども常に財政が厳しいと申しておりますけれども、そういった厳しい状況であるということは一緒に御認識いただきたいというふうに考えております。

○丸山委員

やはりお金の問題が大変だというのは私もわかりますので、私もこれから勉強させていただきたいと思います。これからはいろいろな要求を出していきたいと、市民の生活を、暮らしを応援するという視点で勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎「子どもの生活実態調査」の調査結果について

それでは、報告を聞いて1点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど報告のあった、この「小樽市の子どもと家族の生活～子どもの貧困対策に向けて～」の件ですけれども、このアンケートをとって、これについてどういうふうに分析をして、いつ対策をつくっていくのかというのをお知らせください。

○（福祉）こども福祉課長

今回アンケートをとらせていただきまして、概要版としてまずお配りしたところでございますけれども、まだ細かい部分で、全ての項目についての分析はまだ終わっていないところですが、総じて、家庭の状況、学習の理解度、進学費用の準備状況ですとか、その辺については他市と比べても特徴的に目立っている部分というのが見受けられないところではあるのですが、所得が低くなるにつれまして、子供の学びや生活、将来の進路など、やはりさまざまな面につきまして困難に直面する可能性が多分高くなっているという結果にはなっているかと思えます。

こちらにつきましては、今回の第2回定例会が終了いたしました7月中旬ぐらいに小樽市子供の貧困対策推進庁内連絡会議を開催いたしまして、情報の共有を図るほか、実際、少しでも子供のこれからについて役立てる施策ができないかというのを考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

いや、それはわかるのですが、ではいつから始めるのですかというのを聞きたいのです。対策をいつからやる予定ですか。

○（福祉）子育て支援室長

まず、対策の一環として今年度から学習支援事業ができたという部分がございますけれども、7月の庁内連絡会議を踏まえて、例えば来年度に向けて何かできるものがあるかとか、そういう部分につきましては今後政策検討会議等で図るということもございますが、まず庁内の情報共有をした上で、各部・課でこれに向けて何かできるかということの情報収集もしながら、来年度に向けて何かできるのか、そういう部分も含めて今後庁内で議論してまいりたいというふうには考えております。

具体的に来年度から、例えば今回学習支援が中学生ですので、小学生に向けて何ができるかとか、高校生に向けて何ができるかとか、具体的な施策が何かできるかという、この場でのお約束はできませんが、何か新たな対策と

いうことで議論を進めていかなければならないというふうには感じているところでございます。時期についてはここでの明言は申しわけないですが、いつまでということはできませんが、検討はしていかなければいけないというふうには考えております。

○高橋（克幸）委員

まだ何も決まっていないということですね。では、これは終わります。

◎陳情第3号について

次に、陳情についてです。今、こども医療費の質疑がありましたので、私は陳情第3号について若干質疑をさせていただきますと思います。

先ほども陳情者から趣旨説明がありましたけれども、長年出されている陳情であります。陳情趣旨説明にもありましたけれども、山田元市長の発言、それから現状について市のスタンスといいますか、考え方をお知らせください。

○（生活環境）小山主幹

まず建設地ですけれども、こちらにつきましてはその当時から朝里十字街のところの市有地が候補地というふうになっているところは変わっておりません。現在も候補の場所として朝里十字街の角地をキープした形になっております。

あと、当初から要望が出ておりますけれども、東南部地区のコミュニティセンターということで、東小樽地区から朝里地区までのエリア、主に地域住民に活用していただきたいということで、もちろん地域外の方も活用できるのですが、ここにつきましては朝里地区も7町会ある割には、町会館が三つしかないとかということもあります。町会の活動をする場としても、町会からもぜひ建設してもらいたい、それからどんな団体からも、まちまで出なくてもこの地域でできるような施設がほしいということは当初からお話がありまして、その部分につきましては市としても、エリア的な問題もありますが、継続した考えで建設を一応考えてはいるのですけれども、残念ながら途中から財政状況がだんだんと悪化している部分で、まだ新築には至っていないというような状況であります。

ただし、今、私は今回の陳情者である朝里にまちづくりセンターを創る会の定例会に毎月できる限り参加させていただきまして、皆さんがどういった施設を求めているのか、どんな活動をしていきたいか、どんな施設を御希望されているかということも、意見交換などもしながら一応このコミセンの建設という話はそのまま継続した形になっております。

とりあえず、今の段階では財政状況でなかなかすぐ建てられますという話にはなりませんけれども、地域的にコミセンの必要性というのは十分わかっておりますので、引き続き、生活環境部としては地域の皆さん、それから、朝里にまちづくりセンターを創る会の皆様方と意見交換をしながら継続していきたいというのが今の状況であります。

○高橋（克幸）委員

要約しますと、今の地は候補地であるというのが一つ。それから、必要性は感じているということですね。

その先なのですけれども、では実際に建てるとなると予算もいる。それから建設方法、主体、いろいろな課題があるわけですが、それについてはいかがですか。

○（生活環境）小山主幹

建設方法等につきましては、これまでもいろいろと調査している部分はあります。直営で建てる方法、ただこの部分については起債しか財源がないものですから、なかなか過疎対策事業債を入れるとかということもあるのですけれども、かなり金額が高いということもあります。また、ここが十字街で商業施設ということもありまして、PFIも検討したことがございます。また、余り例がないのですけれども、リースという形もございまして、手法としては3パターンぐらいあるのかというふうに思っておりますが、いずれにしてもいろいろとメリット、デメ

リットがありますので、それも並行しながら考えていくことと、あと建設する費用がどれぐらいかかるかというのがあるのですけれども、やはり姿が見えてこない、どれぐらいの建設規模かというのが見えてこない、その部分も並行しながら考えております。

また、他市でもコミセンのような施設を建てている例がございますので、そういうものがあつた時点で情報を少しお聞きしたりとか、そういうような形でやらせていただいているというのが現状です。

○高橋（克幸）委員

まだまだ未確定ということですね。わかりました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

◎廃棄物最終処分場について

それでは、次に移します。

一般質問で質問しました最終処分場について、もう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

私はかさ上げによる安全性を質問いたしました。1点目はごみの滑りに対するもの、それから2点目に地下の埋設している管類の耐圧の安全性、3点目に遮水シートの劣化による安全性、そして4点目に浸出水処理水の水質の問題、この4点でしたけれども、市長からは大変あっさりとした答弁だったので、一つ一つ、もう少しわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○（生活環境）小野主幹

それぞれの安全性ですが、ごみの滑りにつきましては、かさ上げによる重量増加に対する滑り検討を行い、通常時と地震時における安全率を求めており、最小の安全率に対して十分な余裕があることを確認しております。

また、埋設管の耐圧につきましては、重量増加により既存の管が潰れないかどうかの検討を行い、安全性を示すためのたわみ率に対して、十分な余裕をもって設計されていることを確認しております。

遮水シートの劣化につきましては、日射による紫外線で劣化が進むため、シートの耐久性について50年間の経年変化を求め、経年劣化率に対して相当な余裕を持っていることを確認しております。

また、浸出水におきましては、毎月調査を行っておりまして、その浸出水の放流基準を満たしているということで確認しております。

○高橋（克幸）委員

ここの中で1点だけ、滑りに関する点ですけれども、通常時はわかったのですが、地震時についてはどういう検討をされたのかをお知らせください。

○（生活環境）小野主幹

ただいまの滑りの計算についてですが、通常時と地震時における安全率というもので、通常時は1.2、地震時における安全率は1.0という数字がありまして、これに対する安全率を求めており、十分な余裕があるということを確認しております。

○高橋（克幸）委員

次に、平成27年度の埋め立て容量の実測測量について質問をさせていただきました。

これは現在の最終処分場の残余容量と残余年数を出すための根拠となる数字なのですが、この中で、これももう少し確認をしたいのですが、27年度に行われた測量の事業費と、それからどういう業者だったのか、前回と同じだったのか、それも含めてお知らせください。

○（生活環境）小野主幹

平成27年度の実測値と推定値の御質問がありました。27年8月に残余容量の実測を行いまして、実測値につきましては12万7,876立方メートル、推定値は13万4,000立方メートルということで、誤差が6,124立方メートル少なく出ております。

このときの測量の委託先なのですが、島口測量設計株式会社で、事業費は212万7,000円となっております。

○高橋（克幸）委員

平成23年度の測量と比較して相当差が縮まったなというふうに思いますけれども、これはどういう理由だと思いますか。

○（生活環境）小野主幹

平成23年度のときの数値とかなり乖離がありましたという形なのですが、ここでその当時使っていた換算係数というものがございまして、それを27年度の実測の状態のときに誤差との整合性をとりまして、この時期に実際の誤差が出ているということで、実情を踏まえまして、より現状に合わせた換算係数を使用するという変更しております。

○高橋（克幸）委員

そうですね、その体積換算係数が問題なのです。

それで、実際に以前この最終処分場の計画を立てたとき、それ以前からかもしれませんけれども、東京都の体積換算係数を使用していたと思います。その東京都の数字と、それから今回小樽市で変えたその係数の比較と、それからどういうふうにその数値を導き出したのか、それもお示してください。

○（生活環境）小野主幹

以前、東京都清掃局の換算係数というものを使っておりましたが、これはその当時、実測値と、それから換算係数値が近似しているといったところから、それをを用いられていましたけれども、平成23年度と27年度という形で実測を行いまして、数字の乖離が少し出てきているといった中で、より現状に合わせた換算係数を使用しないと、これからも数字の乖離が出てくるといったところで、27年度から使用しています換算係数は全国で一般的に使われている財団法人日本環境衛生センターで使用しているものを用いております。

○高橋（克幸）委員

具体的な数値を言ってくれますか。東京都で使っていた係数は幾らで、全国のものは幾らで、幾ら下がるのかというのを示してください。

○（生活環境）小野主幹

失礼いたしました。東京都清掃局の使用していた換算係数なのですが、ごみに対して1.8という数字を使っておりましたけれども、現在使っています日本環境衛生センターで用いている数字については1.0となっております。

○高橋（克幸）委員

大分違うわけです。恐らくこれはごみ質の関係だと思いますけれども、東京都の場合にはさまざまなごみが一緒にまざっているのだろうなというふうには推測できます。

それで、残余容量と残余年数を出していただきましたけれども、これからのごみの推移を予測するために、直近5年間のごみ量の推移をお聞かせいただきたいと思います。まず一般廃棄物と産廃廃棄物を分けて総量でお示ください。

○（生活環境）小野主幹

直近5年間のごみの量の推移ということで、平成26年度から30年度までのごみの推移量についてお答えします。

まず、26年度は、生活系一般廃棄物につきましては燃やすごみ1万6,463トン、燃やさないごみ2,958トン、粗大ごみ2,666トン。事業系廃棄物につきましては一般廃棄物2万147トン、合わせ産廃919トンです。

27年度は、燃やすごみ1万6,063トン、燃やさないごみ2,936トン、粗大ごみ2,520トン、一般廃棄物1万9,699トン、合わせ産廃1,286トン。

28年度は、燃やすごみ1万5,401トン、燃やさないごみ2,625トン、粗大ごみ2,172トン、一般廃棄物2万76トン、合わせ産廃1,147トン。

29年度は、燃やすごみ1万5,132トン、燃やさないごみ2,562トン、粗大ごみ2,166トン、一般廃棄物2万630トン、合わせ産廃1,095トンです。

30年度は、燃やすごみ1万4,857トン、燃やさないごみ2,613トン、粗大ごみ2,373トン、一般廃棄物2万162トン、合わせ産廃1,334トンとなっております。

○高橋（克幸）委員

書き漏れがあるかと思いますが、後でペーパーで数字をいただきたいと思います。

この傾向について、どのように分析をされているのかお知らせください。

○（生活環境）小野主幹

平成26年度から30年度につきましては、廃棄物量といたしましては、ほぼ横ばい、もしくは若干減っているような形となっております。

○高橋（克幸）委員

聞きたいのは、年間平均埋め立て推計値から出していただいた数字で単純に割ると、答弁では残余容量は38万立方メートルで残余年数は15年ということでした。お聞きしたいのは、恐らく人口減少があつて、なおかつごみの分別化もしくはリサイクル率の向上を考えると、これは年平均の埋め立て容量ですから、恐らく減っていくだろうというふうに思われます。

となると、15年というふうにお答えいただきましたけれども、さらにプラス方向に働くのではないかというふうに私は考えているのですけれども、これについてはいかがですか。

○（生活環境）小野主幹

今、委員がおっしゃられましたとおり、今後のごみの埋め立ての推計量というのは現時点での想定の数値でございますので、今後ごみの量が減るですとか、人口が減るといった部分で、ごみの排出量が減ってくれば、当然埋め立て地ももう少し延命がきくという形になると思います。

○高橋（克幸）委員

数字と図面がなく、余り議論を深くできませんので、これは一つお願いなのですが、現在の桃内の廃棄物最終処分場の埋め立て地の平面と、それから断面がわかるようなもの、ぜひこれを出していただきたいというふうに、急ぎませんけれども、お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）小野主幹

図面等を用意してお渡ししたいと思います。

○高橋（克幸）委員

その図面の中には予定されているかさ上げ部分の、要は面積、体積がわかるようなものも含めてお願いしたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしく願います。それでは、この質問を終わります。

◎民生・児童委員について

次に、民生・児童委員について何点かお聞きしたいと思います。

先ほど民生・児童委員の質問がありましたので、若干ダブるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

まず、民生・児童委員の小樽市の定数は何名なのか。そして、男女の内訳は幾らになっているのか。それから欠けている方々は何名いるのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、定数は347名です。申しわけありません、男女の内訳は今数字を持っていませんので、後からお伝えします。欠員については10名です。

○高橋（克幸）委員

この347の定数ということは、1地域1名だったと思いますので、347地区ということでもいいですか。

○（福祉）地域福祉課長

地区自体は市内を16地区に分けています。それで、世帯数によって委員の数が決まっていますので、当然その地区ごとで広さが違いますから、地区によって人数は少しでこぼこというか、そういう状態になっています。

○高橋（克幸）委員

お聞きしたいのは、民生・児童委員一人当たりどのぐらいの世帯数を、でこぼこあると思いますけれども、大体平均したらどのぐらいなのか、何百世帯なのか、もしわかっていればお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

配置の基準としては、170世帯から360世帯で1名となっていて、平均というのはとったことがないのですが、たしか少ないところだと70世帯、多いところだとやはり350世帯あるということでお聞きしました。

○高橋（克幸）委員

それで、基本的なことを伺いますけれども、この民生・児童委員の身分と報酬についてお知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

身分は非常勤の地方公務員ということで、無報酬です。

○高橋（克幸）委員

内容を読むと、実費はあるのだというふうに伺っていましたが、その辺はわかりますか。

○（福祉）地域福祉課長

1人当たり5万9,000円が活動費ということで支給されていますので、それについては実際の実費弁償ということになります。

○高橋（克幸）委員

地方公務員ということであれば、当然守秘義務があると思うのですが、これは罰則規定はありますか。

○（福祉）地域福祉課長

罰則規定はあります。

○高橋（克幸）委員

地方公務員法でということでもいいのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

民生委員法です。

○高橋（克幸）委員

それで、主な活動内容でいいのですが、ざっと説明してほしいのと、あと民生・児童委員の拘束時間というのはどのぐらいあるのか説明していただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

主な活動ですが、やはり市民からの相談を受けること。あとは福祉関係の情報提供ですとか、あとサービスの利用手続の仕方、そういったものが挙げられます。

拘束時間については、特に決まりはありません。

○高橋（克幸）委員

民生委員法第2条に「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。」というふうに規定されております。この必要な知識及び技術の習得は、どういうふうに行われているのかお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

主に研修などの場で習得する形になります。研修としては、年1回全体で行う全体研修のほか、北海道民生委員児童委員連盟主催のものや、あと管内でやっているものや、小樽市民生児童委員協議会で分野別で部会を分けてやっている、そういった研修が挙げられます。

○高橋（克幸）委員

それで伺いたいのは、この民生・児童委員の方々、どのように人選されているのか、基準があるのか、わかっているとお示しいただきたいと思えます。

○（福祉）地域福祉課長

やはり担当地区といいますか、地区の事情に精通しているということが一番重要になってきますので、基本的には町会中心で、町会で選ばれるケースというのが多いです。

○高橋（克幸）委員

公募というのがあるみたいなのですが、小樽市の場合、公募というものはあるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

ありません。

○高橋（克幸）委員

それで、市民の方から以前にもあって、最近にもあったのですが、この人選の方法について不明確な部分があるのではないかとこの問い合わせがありました。これはなぜかという、その民生・児童委員それぞれ、個別的に相当差があるというふうに言われております。本当に一生懸命、自分の時間も割いて、長い時間拘束されているわけではないのですけれども、相当一生懸命やっておられる方、もしくはいつ電話してもいない、もしくは相談したくてもいない、全く来ないという方もいらっしゃるそうです。何年かに1回は訪問するみたいですが、

この点について、市に苦情とか、それから要望とかは入っておりますか。

○（福祉）地域福祉課長

入っています。一応うちで内容をお聞きして、小樽市社会福祉協議会にあります小樽市民生児童委員協議会、そちらに情報を伝えて、物によっては直接その委員にまで話をするケースもあれば、地区会長のところでとめておくケースとか、そういう対応はとっています。

○高橋（克幸）委員

実態はわからないのですが、実際にそういうふうには私どもにお話があるということは、実態はそういう部分があるのだろうなというふうに思っているわけです。

この第2条で先ほど紹介したように「努めなければならない。」ということで、一生懸命やられていると思うのですけれども、この点については今後、どのようにしていったらいいのかというふうには、なかなか市のかかわりというのは難しいかもしれませんが、市としてはどのように考えておりますか。

○（福祉）地域福祉課長

やはり今一番問題になっているのが手不足で、これは全国的にも非常に大きい問題になっています。原因というのいろいろ考えられまして、結局負担が大きい。個別に訪問しなくてはならない、個人情報にある程度踏み込んでいかなくてはならない、あと書類の作成が多いとか、いろいろ考えられるのですけれども、やはり何らかの手を打ってこの状態を直していかなければならないと思っています。

どうしても福祉制度は非常に範囲も広くて、覚えなくてはならないことも非常に多いので、やはりこういう研修の中身等を考えて、できるだけ身になるようなものにしていくということが必要だと思えますので、市としても当然この点について協議会と一緒に引き続き考えていきたいと思えます。

○高橋（克幸）委員

一つ危惧されるのは、やはり小樽市が高齢化して、今課長が言われたようになる人がいない、もしくは同じ人が何十年もやっていて、もうなれてしまっただけで、もうわかるみたいなことも言うような方もいらっしゃると思います。そうなる形骸化していくばかりで、実際的には実務上の効果が少なくなってくるのではないかと非常に危惧をしているわけです。

そういう点については、町会の方々とも、いろいろこれから検討されなくてはならないと思うのですが、今後の課題についてはどのように考えていますか。

○（福祉）地域福祉課長

支出の面も当然いろいろ考えていくというか、必要なことになるのですけれども、やはり繰り返しになります、今の状態だと非常に負担が多いと思うのです。それで、市から頼んでいるものというのも相当数ありますから、こういうものもどうにかして効率化していただとか、そんなことを考えながら負担の軽減をしつつ、人材を確保していくというのが、やはり課題だと思います。

○高橋（克幸）委員

今、市からいろいろお願いしているというふうに伺いましたけれども、勉強不足で少しわからないのですが、民生・児童委員の方々に市としてはどういうものを依頼しているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

済みません、今手元にないのですけれども、例えば、福祉除雪の申請手続の関係だとか、あと災害の避難者名簿の関係とか、少し何点かそういう証明事務の関係をお願いしています。

○高橋（克幸）委員

後でペーパーにしてくれますか。

最後になりますけれども、先ほども言いましたが、大変大事な仕事をされている民生・児童委員の方々ですので、できるだけ市としてもバックアップをしていただくようお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して、陳情第2号及び陳情第3号の採択の討論をいたします。

最初に、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

ことしの4月から中学生の入院が助成対象になり、市民の皆さんには喜ばしく受けとめられていると思います。ただ、先日も小学校でノロウイルスにかかった事例がありました。せめて小学校までは病院にかかる際のお金の心配を軽減し、子育て世代を応援していただきたいと思います。

次に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

このまちづくりセンター建設については、地域住民の方々が長年にわたり要望してきたものです。建設用地も想

定されており、年間を通して取り組んできたさまざまな活動は、地域住民の枠を超えてたくさんの人に楽しまれているものもあります。地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。各会派の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方について、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、継続審査を主張いたします。

ここでは、第3号について討論を行います。

朝里十字街共同住宅跡地にまちづくりセンターを地域住民の交流と生活、文化、教養向上のため、まちづくり活動の拠点として建設していただきたいとの願意は理解できる場所です。しかし、この委員会質疑において、建設の主体や方法、また予算についても現状では未確定要素が非常に多く、今後さらなる議論が必要と考えます。よって継続審査を主張いたします。

詳しくは本会議で述べますが、各委員の御賛同を求めて討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第2号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号について採決いたします。

可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

この際、所管事務の調査についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務の調査は、市民福祉に関する調査についてとし、閉会中も継続して審査することといたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。